

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

各 検 疫 所 御 中

健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和元年7月18日付け健感発0718第1号健康局結核感染症課長、薬生食検発0718第1号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知。令和元年8月22日一部改正）等に基づき、御対応いただいているところです。

今般、令和2年6月1日（現地時間）に世界保健機関（WHO）から、コンゴ民主共和国赤道州においてエボラ出血熱に係る患者が新たに6人（うち確定例3人）確認され、うち4人が死亡していることが発表されました。

つきましては、各検疫所におかれましては、同国赤道州でエボラ出血熱が発生している旨を記載したポスター（別添1、2）を掲示すること等により、

- ・コンゴ民主共和国への渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、情報提供すること
- ・コンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある者に対して、入国の際に、検疫官への自己申告を促すこと

について、御対応いただくようお願いいたします。

なお、現時点では、日本への到着前21日以内に同国赤道州に渡航又は滞在していたことが確認されたことをもって、直ちに健康監視の対象となるものではないことを申し添えます。